

平成 20 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行  
代表者名 代表取締役社長 安齋 隆  
(コード番号：8410)  
問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔  
(TEL：03-3211-3041)

### 売出価格及び国内外の売出株式数決定並びに オーバーアロットメントによる売出株式数決定のお知らせ

当社普通株式の売出価格及び国内市場及び海外市場における売出株式数並びにオーバーアロットメントによる売出株式数につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

- (1) 売 出 価 格 1 株につき 金 140,000 円
- (2) 売 出 株 式 数
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 自己株式処分に係る売出し (海外売出し) | 53,350 株  |
| 当社株主による売出し           | 310,400 株 |
| (うち国内売出し             | 291,400 株 |
| 海外売出し                | 19,000 株) |
| オーバーアロットメントによる売出し    | 10,000 株  |
- (3) 価格決定の理由等 売出価格の決定にあたりましては、仮条件 (120,000 円～140,000 円) に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
- また、当該ブックビルディングにおきましては、国内市場で引受人の買取引受による国内売出株式数 291,400 株及びオーバーアロットメントによる国内売出株式数上限 10,000 株を、海外市場で売出株式数 72,350 株 (当社が処分する自己株式 53,350 株が含まれます) (これらの売出株式数を併せて以下、「公開株式数」と総称します) を目処に需要の申告を受け付けました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、
- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

この文書は、株式会社セブン銀行 (以下、「当社」という。) による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書 (及び訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書 (及び訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- ② 申告された需要件数が多かったこと。
- ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき140,000円と決定いたしました。なお、引受価額は1株につき133,000円と決定いたしました。

また、上記ブックビルディングの状況を勘案した上で、売出株式数の内訳については、引受人の買取引受による国内売出し291,400株、海外売出し72,350株と決定いたしました。

#### (4) 処分後の自己株式の数 — 株

この文書は、株式会社セブン銀行（以下、「当社」という。）による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

## 【ご参考】

自己株式の処分に係る株式売出し及び当社株主による株式売出しの概要

- |     |                 |   |           |
|-----|-----------------|---|-----------|
| (1) | 売 出 株 式 数       | 普通株式 自己株式処分に係る売出し(海外売出し)  | 53,350 株  |
|     |                 | 普通株式 当社株主による売出し   | 310,400 株 |
|     |                 | (うち国内売出し  | 291,400 株 |
|     |                 | 海外売出し   | 19,000 株) |
|     |                 | オーバーアロットメントによる売出し   | 10,000 株  |
| (2) | 売 出 期 間 ( 国 内 ) | 平成 20 年 2 月 22 日 (金曜日) から<br>平成 20 年 2 月 27 日 (水曜日) まで  |           |
| (3) | 自 己 株 式 払 込 期 日 | 平成 20 年 2 月 28 日 (木曜日)  |           |
| (4) | 株 券 受 渡 期 日     | 平成 20 年 2 月 29 日 (金曜日)  |           |
| (5) | そ の 他           | 今回の株式売出しにあたり、引受人は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」の規定に基づき、当社の社員持株会に対して、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式のうち、1,220 株 (公開株式数の 0.3%) を販売いたします。 |           |

以 上

この文書は、株式会社セブン銀行 (以下、「当社」という。) による株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書 (及び訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書 (及び訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。